

「京浜臨海部における土地利用誘導策検討調査業務委託」契約結果

京浜臨海部における土地利用誘導策検討調査業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 京浜臨海部における土地利用誘導策検討調査業務委託
- (1)土地の選定
(2)上位関連計画の整理
(3)土地の現況及び課題の整理
(4)研究所と物流施設の比較
(5)業種の絞り込み
- 2 委託内容 (6)産業エリアとして必要な環境の考察及び土地利用案の作成
(7)事業費の試算
(8)経済波及効果の分析
(9)まとめ
(10)打合せ協議、議事録作成
(11)報告書作成
- 3 契約の相手方 株式会社価値総合研究所
- 4 契約金額 9,999,517円
- 5 契約日 令和6年6月4日
- 6 評価結果 下記のとおり

	提案者	評価点数(705点満点)	順位
1	株式会社価値総合研究所	477	1
2	株式会社浜銀総合研究所	467	2

7 評価基準・評価委員会開催経過等

開催日時 令和6年5月13日(月)9:15~12:00

開催場所 市庁舎共用会議室 31-S03

主な発言内容

【提案者1】

- ・業務のポイントとして、本市経済の分析・課題を挙げ、解決策を示されている。
- ・土地活用に関する知見については、具体的な土地利用案の提示やまちづくりの手法について提案されている。
- ・経済分析の面では、本市の経済構造について不足している部分に言及し、今後どうしていくべきかの提案となっている。また、経済効果について産業連関表のほか、統計的に推計した生産関数アプローチや交通負荷に対するシミュレーションモデルの活用など、複数の面から捉える提案となっている。

【提案者2】

- ・土地活用に関する知見については、まちづくり手法について状況に応じた複数の手法が検討できる提案となっている。
- ・経済分析の面では、産業連関表のほか、過去の投資実績等を用いた分析が可能な提案となっている。

※評価基準は別紙のとおり

- 8 問合せ先 経済局企業投資促進課 045-671-3485

評価項目	配点	評価	評価の換算 ()は加重倍率	コメント
提案内容	90			
業務目的の理解度	20		10点×2 (2倍)	
現状理解と課題認識	10			
土地の選定手法	10			
土地活用に係る知識・能力	20		10点×2 (2倍)	
経済分析に係る知識・能力	20		10点×2 (2倍)	
プレゼンテーション能力	10			
実施体制	40			
従事スタッフの構成・人数など	10			
スケジュール管理・情報共有	10			
取組意欲	10			
類似業務の受託実績	10			
小計	130			

評価項目【加算項目】	配点	評価の着目点
企業としての取組	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	141	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点：優れている、8点：やや優れている、6点：普通、4点：やや劣る、2点：劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

項目ごとの評価で一つでも2点(最低点)の評価があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする(加算項目を除く。)

出席した評価委員の総合評価点数(141点満点)を合算した値の6割を最低基準点とし、評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。

採点が同点の場合は、評価項目のうち提案内容の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定する。

応募者が1者のみの場合は、最低制限基準(評価の合計得点の6割)以上であり、かつ項目ごとの評価の一つでも2点の評価がないことを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。

評価項目	配点	評価の換算 ()は加重倍率	評価の視点
提案内容	90		
業務目的の理解度	20	10点×2 (2倍)	・業務の内容及び目的を理解した実施方針となっているか。
現状理解と課題認識	10		・京浜臨海部の歴史や立地特性、上位計画や市の施策を理解し、課題認識が適切となっているか。
土地の選定手法	10		・産業エリアとして適した立地条件について納得感のある説明ができていますか。
土地活用に係る知識・能力	20	10点×2 (2倍)	・京浜臨海部の特性や市の施策を理解し、実現性、創造力、表現力(わかりやすさ、印象度)のある内容となっているか。
経済分析に係る知識・能力	20	10点×2 (2倍)	・経済分析に係る知識を十分に有し、本委託に有用な分析手法を提案できているか。
プレゼンテーション能力	10		・提案内容の説明は分かりやすく、明快か。
実施体制	40		
従事スタッフの構成・人数など	10		・本業務を実施するうえで、業務執行に必要な人的体制が十分に取られているか。
スケジュール管理・情報共有	10		・適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が取られているか。
取組意欲	10		・本業務に対する取組意欲が感じられるか。
類似業務の受託実績	10		・類似業務について実績があり、ノウハウが十分に蓄積されているか。
小計	130		

評価項目【加算項目】	配点	
企業としての取組	6	
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	11	
合計	141	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点：優れている、8点：やや優れている、6点：普通、4点：やや劣る、2点：劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

項目ごとの評価で一つでも2点(最低点)の評価があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとする(加算項目を除く。)

出席した評価委員の総合評価点数(141点満点)を合算した値の6割を最低基準点とし、評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。

採点が同点の場合は、評価項目のうち提案内容の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定する。

応募者が1者のみの場合は、最低制限基準(評価の合計得点の6割)以上であり、かつ項目ごとの評価の一つでも2点の評価がないことを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該応募者を受託にふさわしい候補者として業者選定委員会に報告できる。